令和７年度　　第６回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和７年度第６回江田島市農業委員会議事録

日　　時	令和７年９月24日（水） 14：00～15：40	場　　所	わくわくセンター ２階農業研修室
出席委員	2　下河内　昭博 3　川尻　一行 4　村上　浩司 5　清水　正子 6　室元　文雄 8　田中　正彦 9　小原　正清		
欠席委員	1　山田　隆見 7　中福　留美		
出席者 総　　数	出席委員７名		
事務局 職　　員	事務局長　　角田　周平 書　　記　　永村　由美 書　　記　　中田　達也		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	３番　川尻　一行 ４番　村上　浩司		
提出議題	議事 諸報告 議案第23号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第24号　農地法第４条の規定による許可申請について 議案第25号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第26号　非農地証明の申請について 協議事項		

１　開　　会

事務局長　定刻になりましたので、只今から令和７年度第６回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和７年度の第６回目の総会となります。
本日の総会出席者数は９名中欠席者数２名で、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。
それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議　　長　皆様お疲れ様です。若干、秋の気配がするようになり、農作業も少しは楽になったような気がしますが、まだまだ暑い日が続きますので身体には気をつけていただきたいと思います。本日は、よろしくお願いします。

事務局長　ありがとうございました。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしくお願いいたします。

２　議事録署名者の指名について

議　　長　それでは、日程第２の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては３番の川尻委員と４番の村上委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、中田の３名の書記を指名します。

３　諸　報　告

議　　長　日程第３の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

永村書記　本日審議する事案について説明します。
１つ目は、農地法第３条の許可申請について。
２つ目は、農地法第４条の許可申請について。
３つ目は、農地法第５条の許可申請について。
４つ目は、非農地証明の申請について。
以上です。

議　　長　日程第４の議案第23号、農地法第３条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

永村書記　議案第23号、農地法第３条の規定による許可申請について。
農地法第３条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和７年９月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

番号１、借人、Ａ、44歳、住所、江田島市大柿町、職業、農業。
貸人、Ｂ、95歳、住所、江田島市江田島町、職業、無職。
所在地、江田島町○○__丁目__番__　外１筆、合計面積は827㎡。
申請理由は使用貸借権の設定で、借人は「オリーブ、イチジク、柑橘栽培を行っており以前から規模拡大を計画していた。土地の貸借について合意が得られたため無償で借り受ける。使用貸借権設定後は、出荷用のはっさく・レモンを栽培する。　期間：10年」
貸人は「高齢で耕作が困難となり、農地の管理も難しいため、借人の希望に応じて貸し付ける。」
農地法第３条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　　１番の案件につきまして、関係農業委員の山田委員欠席のため事務局は説明をお願いします。

中田書記　　借人のＡさんは、以前から他の農地でもオリーブやいちじく、柑橘の栽培を行っております。今回申請のあった農地についても、既に貸人から管理を頼まれて耕作されており、今回正式に借り受けるため、申請をされました。現在もきれいに管理されておりますので問題ありません。

議　　長　　質問等ございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号２、譲受人、Ｃ、61歳、住所、江田島市能美町、職業、農業。
譲渡人、Ｄ、85歳、住所、岡山県倉敷市幸町、職業、無職。
所在地、沖美町●●字○○__番　外８筆、合計面積は5,901㎡。
申請理由は贈与で、譲受人は「以前から農地の利用集積計画により無償で借り受けていたが、期間満了に伴い無償で譲り受けることとした。所有権移転後は、サツマイモ・イチジク・柑橘を栽培予定。」
譲渡人は「遠方に居住しており、また高齢で農地の適正な管理が難しいため、無償で譲り渡す。」
農地法第３条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。

以上のことから、この申請は適正であると思います。
　御審議をお願いします。

議　　長　　2番の案件につきまして、関係農業委員の下河内委員の意見を伺いたいと思います。

下河内委員　　一部非農地の様な農地もあるのですが、譲受人は、家畜を飼育し草を食べさせる自然農法での耕作をされています。特段問題はないかと思います。

議　　長　　今回申請の筆はたくさんありますが、全ての筆を利用されるのですか、もしくは一部の筆のみ利用するのですか。

下河内委員　　実質は、２、３筆とは思いますが、現地写真にある畑の下に農地があり、進入路が草で覆われているが、草を刈れば利用できる広い農地があります。舗装された里道もあるため、管理してくださるのではないかと思います。一部養蜂の箱も設置されていたため、その為に譲り受けるのではないかと思います。

議　　長　　養蜂は届出が必要ではないのですか。市に届出がされているのか事務局は確認したほうが良いのではないでしょうか。

永村書記　　確認をしておきます。

議　　長　　質問等ございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号3、譲受人、Ｅ、75歳、住所、江田島市大柿町、職業、無職。
　譲渡人、Ｆ、68歳、住所、静岡県富士宮市錦町、職業、無職。
　所在地、大柿町●●字○○__番__、面積は167㎡。
　申請理由は贈与で、譲受人は「当該農地は、居住地から近く耕作に従事しやすいため、無償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を栽培する。」
　譲渡人は「昭和61年に亡父から相続により申請地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理が難しいため譲り渡す。」
　農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議　　長　　3番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員欠席のため事務局は説明をお願いします。

中田書記　　譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、申請地の近隣に住む譲受人が適正に管理してくださるとのことで問題はありません。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号4、譲受人、G、53歳、住所、安芸郡府中町、職業、無職。
譲渡人、H、71歳、住所、広島市南区堀越、職業、無職。
所在地、大柿町●●字○○＿番＿　外2筆、合計面積は1,845㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「当該農地と宅地、家を併せて購入し、耕作予定である。しばらくは、現住所から通作予定ではあるが、近い将来江田島市に転入予定である。所有権移転後は、自家消費用の豆・芋類を栽培する。」
譲渡人は「平成13年に相続により当該農地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができないため有償で譲り渡す。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　　4番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員欠席のため、事務局は説明をお願いします。

中田書記　　対象農地の3筆については、雑草が伸びている部分もありますが、雑木は生えておらず、ミカンの苗木を植えてありました。その他の農地については、きれいに管理されておりました。譲受人は、対象農地と家を併せて購入予定です。所有権移転後、しばらくは現在の居住地から通作予定ではありますが、近い将来江田島市へ転入予定です。

議　　長　　家は既に購入済なのですか。それとも購入予定なのですか。

永村書記　購入予定です。

議　　長　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　無しの声あり。

議　　長　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　全員挙手。

議　　長　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　番号5、譲受人、Ｉ、住所、江田島市江田島町、職業、無職。
譲渡人、Ｊ、住所、江田島市能美町、職業、無職。
所在地、能美町●●字○○＿番＿　外1筆、合計面積は1,587㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「オリーブと柑橘栽培を行うため、以前から耕作地を広げたいと考えていたところ、当該地の譲渡について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」
譲渡人は「高齢のため、耕作地を減らしたいと検討していたところ、当該地の譲渡について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　5番の案件につきまして、関係農業委員の室元委員の意見を伺いたいと思います。

室元委員　現在もオリーブをきれいに栽培されていますので、特に問題はないかと思います。

議　　長　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　無しの声あり。

議　　長　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　全員挙手。

議　　長　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　番号6、譲受人、K、住所、江田島市沖美町、職業、地方公務員。
譲渡人、Ｌ、住所、大阪府茨木市上野町、職業、会社員。

所在地、能美町●●字○○__番__　外4筆、合計面積は2,057㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「耕作する農地を増やしたいと考えていたところ、当該地の売買契約について締結するに至ったため、有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の柑橘、きゅうり、トマトを栽培予定。」
譲渡人は「令和4年に申請地を含む不動産の所有権を相続により取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができないため有償で譲り渡す。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　　6番の案件につきまして、関係農業委員の室元委員の意見を伺いたいと思います。

室元委員　　この方も住宅と併せて申請地を購入予定です。草は伸びているが、雑木は生えておりませんでしたので、草を刈れば耕作できる農地で特に問題はないかと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号7、譲受人、M、住所、江田島市江田島町、職業、パート。
譲渡人、N、住所、江田島市江田島町、職業、無職。
所在地、江田島町字○○__番__、合計面積は82㎡。
申請理由は贈与で、譲受人は「自作地の隣であり、以前から規模拡大を希望していたため、譲渡人と合意が得られたため無償で譲り受ける。所有権移転後は、ねぎ等の野菜類を栽培予定。」
譲渡人は「高齢のため耕作困難となり、農業後継者もいないことから無償で譲り渡すこととした。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議　　長　　7番の案件につきまして、関係農業委員の山田委員が欠席のため事務局は説明をお願いします。

中田書記　　譲受人は対象農地の隣で柑橘栽培を行っており、きれいに管理されていま

す。所有権移転後は、申請地についても併せて適正に管理してくださると思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　ありがとうございます。全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号8、譲受人、O、住所、江田島市沖美町、職業、施設管理人。
　譲渡人、P、住所、広島市西区井口台、職業、会社員。
　所在地、沖美町●●字○○__番__、合計面積は484㎡。
　申請理由は譲渡で、譲受人は「現在、当該農地の隣にある家を賃借して居住していたが、この度購入することになり、併せて農地を有償で譲り受けることとした。所有権移転後は、自家消費用のきゅうり、トマト等の野菜類を栽培予定。」
　譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができないため、宅地等の不動産と併せて有償で譲り渡す。」
　農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
　御審議をお願いします。

議　　長　　8番の案件につきまして、関係農業委員の下河内委員の意見を伺いたいと思います。

下河内委員　　墓については分筆がされており、申請地には入っておりません。また、墓に近い部分の農地については、あまり耕作はされていない状態でした。家より奥の部分に果樹等の樹が植えてありました。特に問題はないかと思います。

室元委員　　墓参りする際は他人の土地を通らないと入れなくなるが墓は残すのでしょうか。

永村書記　　墓部分は、現在の所有者のまま残されます。墓参りの際の通行については、譲り渡す中で了承を取られることと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号9、譲受人、Q、住所、広島市中区舟入本町、職業、会社員。
譲渡人、R、住所、呉市音戸町。
所在地、大柿町●●字○○__番　外3筆、合計面積は1,746㎡。
申請理由は贈与で、譲受人は「かねてより農業に興味があり耕作をするため無償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の水稲を栽培予定。」
譲渡人は「本来法人が農地を持つことはできないが、何らかの理由により所有できてしまった。本来の形に戻すため、個人に無償で譲り渡す。」
この案件については、なぜ法人が所有できたのか調べたところ令和2年に農業委員会で農地法3条許可が出ていることが分かりました。譲渡人である会社の定款には、業務内容の一つに農業の記載があるため、譲渡できたのではないかと思います。ただ主たる業務は、農業ではないので農地を所有可能な農地所有適格法人ではないと思います。ただ、今回の申請で個人が所有することになるためやむを得ないかと思います。
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　　9番の案件につきまして、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたいと思います。

村上委員　　現状は稲が植えられており、今までも長く耕作されてきた農地です。

議　　長　　台帳地目は畑で現況は田となっているが、栽培は可能なのですか。

村上委員　　今は水を張って耕作しています。また毎年コメを収穫しています。昔から田んぼとして利用されてきたが地目が畑に変わった経緯は分かりません。

議　　長　　分かりました。地目の間違いか、元は畑だったところを土地の改良をしたのかもしれません。また、法人が農地を所有できていた経緯について、もしかしたら、令和2年の申請の際に既に法人として農地を所有していたのかもしれません。それであれば、令和2年の許可は適正となります。事務局は、今後の事もあるので、分かる範囲で調べておいてほしい。

永村書記　　分かりました。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。以上で3条の審議を終わりまして、議案第24号、農地法第4条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記　　議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和7年9月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

番号1、申請人氏名、Ｓ、住所、江田島市大柿町。
所在地、大柿町●●字○○__番__、面積は119㎡。登記簿地目、田、現況、宅地。申請理由は「農地法について十分理解せず昭和60年頃から無許可で農地に倉庫を建築し、また駐車場としても利用してきた。高齢となり相続や売買について検討する中で、農地法の許可を受けていないことが判明した。地目を現況に正すため始末書を添えて申請する。現況：倉庫・駐車場（3台分）」
以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議　　長　　この1番の案件につきましては、関係農業委員の村上委員に意見を伺いたいと思います。

村上委員　　現況は既に倉庫と駐車場になっており、始末書を添えて申請されています。問題ないかと思います、よろしくお願いします。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。以上で4条の審議を終わりまして、議案第25号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記　議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和7年9月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

番号1、譲受人、T、住所、江田島市能美町。
譲渡人、U、住所、東京都世田谷区新町。
所在地、能美町●●字○○＿番＿、合計面積、0.49㎡。
申請理由は贈与で、譲受人は「境界の整理に伴い、自宅の宅地が隣の農地に越境していることが分かり当該申請地を宅地として無償で譲り受ける。」
譲渡人は「この度、周辺土地の境界整理を行うことになり、当該申請地が宅地として取り込まれていることが分かり、分筆登記を行い無償で譲り渡す。」
御審議をお願いします。

議　　長　この案件につきましては、関係委員である室元委員の意見を伺いたいと思います。

室元委員　側溝の桝を入れた時に越境が分かったのではないかと思います。許可で致し方無いと思います。よろしくお願いします。

議　　長　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　無しの声あり。

議　　長　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　全員挙手。

議　　長　ありがとうございます。全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　番号2～5は、飛渡瀬地区の関係する太陽光業者の申請であるため続けて説明します。
番号2、借人、V、住所、東京都港区新橋。
貸人、W、住所、江田島市大柿町。
所在地、大柿町●●字○○＿番　外2筆、合計面積、3,030㎡。
申請理由は地上権の設定で、借人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で借り受ける。太陽光パネル624枚・発電力240kw」貸人は「当該農地を令和３年に購入し、草木の伐採を行ったが、高齢となり耕作ができず、また葦が生えて耕作できないため借人の希望に応じて貸し付ける。」
本申請は第4回総会で保留となった案件で、常設審議委員会案件となりま

す。

番号3、借人、Ｘ、住所、東京都港区六本木。
貸人、Ｙ、住所、江田島市大柿町。
所在地、大柿町●●字○○＿番＿、合計面積、2,238㎡。
申請理由は地上権の設定で、借人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で借り受ける。太陽光パネル464枚・発電力200kw」
貸人は「当該農地を令和３年に購入し、草木の伐採を行ったが、高齢となり耕作ができず、また葦が生えて耕作できないため借人の希望に応じて貸し付ける。」
本申請も第4回総会の保留案件で、常設審議委員会案件となります。

番号4と5は一つの工事区域となります。
番号4、5　借人、Ｚ、住所、東京都港区六本木。
番号4、貸人、Ａ２、住所、広島市安芸区矢野南。
番号5、貸人、Ｂ２、住所、広島市中区吉島西。
所在地、大柿町●●字○○＿番　外2筆、合計面積、3,714㎡。
申請理由は地上権の設定で、借人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で借り受ける。太陽光パネル799枚・発電力240kw」
4番5番の貸人いずれも「相続により所有権を取得したが、高齢となり耕作ができず、また葦が生えて耕作できないため借人の希望に応じて貸し付ける。」
雨水経路については、当初雨水を○○川に流す予定でしたが、広島県西部建設事務所に問い合わせたところ、○○川は砂防河川のため護岸に水路の桝を設置することは不許可との回答がありました。申請地東側に国有地の潮廻しがあり、そちらに雨水を流せないかとも業者は検討していましたが、道路用地として国から払い下げられ、現状は護岸が土水路のため、今後崩れる恐れがあるので雨水を流すのは許可できないとの回答がありました。そのため、浸透トレンチを一部埋めて雨水を引き受ける場所をつくり、自然浸透をさせて近隣の農地に影響が出ないよう対策をするとのことです。
本申請は常設審議委員会案件となります。
御審議をお願いします。

議　　長　　この案件につきましては、関係委員である村上委員の意見を伺いたいと思います。

村上委員　　事務局が説明した通り、許可はやむを得ないかと思います。

議　　長　　自然浸透について建設課の意見はどうなっていますか。

永村書記　　建設課には自然浸透について意見は求めていません。建設課も判断は難しいかと思います。

事務局長　元々、排水ができている農地ではなく、現状雨水をどこかに流しているわけではなく土地にしみこませています。太陽光パネルを設置することで、しみこむ面積が減り、水の集まる場所ができるため浸透トレンチを設置することでしみこませていくという方法です。建設課は護岸に問題が無いかの回答のみです。川の方は西部建設事務所ですが、申請地の北側は土地の高さが上がっているので川に雨水を流そうとすると、土地をかさ上げしたり掘ったりしなければならないが現実的には難しいとのことで、浸透トレンチを設置する工法が現実的と判断したわけです。

議　　長　この方法が妥当であるかの判断が農業委員会には技術的にできないので、相談として、建設課に意見を伺いたいという意味でした。

永村書記　県にも農業委員会にはそういった専門知識が無いので、どのように判断するべきか伺ったところ、農業委員会は農地転用の許可・不許可の判断をするだけなので、雨水の排水経路がはっきりしているのであれば、許可をするしかやむをえないというのが県の回答でした。
本当にその方法が妥当であるかは農業委員会の判断として持ち合わせる必要はないとのことです。

議　　長　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　無しの声あり。

議　　長　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　全員挙手。

議　　長　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　番号 6～10 については、一つの工事区域となり譲受人は同一会社となりますので合わせて説明します。
番号 6～10　譲受人、Ｃ２、住所、千葉県八千代市緑が丘
番号 6，譲渡人、Ｄ２、住所、江田島市能美町。
番号 7、譲渡人、Ｅ２、住所、安芸郡府中町。
番号 8、譲渡人、Ｆ２、住所、江田島市能美町。
番号 9、譲渡人、Ｇ２、住所、広島市東区。
番号 10、譲渡人、Ｈ２、住所、江田島市能美町。
所在地、能美町●●字○○＿番＿　外 11 筆、合計面積、7,983 ㎡
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で譲り受ける。太陽光パネル 640 枚、発電力 240kw」
譲渡人は「いずれも相続により当該農地を取得したが、長きにわたり休耕状態が続いており、体力的にも土地の管理が難しいため、譲受人の希望に応

じて譲り渡す。」

雨水経路については、黒い矢印で経路を示しております。こちらも農地に対して側溝がない箇所もあるため、その箇所については里道に垂れ流しになるのですけれども、東側に側溝がありますので、そこまでは道を川のようにして流すしか方法がないのと、〇〇番の上の土地については、川に向けて雨水を流すように土地に傾斜をつけてもらうようにお願いをしています。図中の四角いマークについては土嚢を示しています。太陽光を設置しない農地に雨水を垂れ流すことがないように土嚢を敷き詰めていただくようお願いをしております。

本申請は常設審議委員会案件となります。

御審議をお願いします。

議　　長　　この案件につきましては、関係農業委員である室元委員の意見を伺いたいと思います。

室元委員　　荒廃地であり、周囲も耕作はしていません。ただ、すぐ下に住宅があるので、それについては心配です。

永村書記　　業者には太陽光発電設備の設置について近隣住民に説明していただくようお願いをしています。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。以上で5条の審議を終わりまして、議案第26号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記　　議案26号、非農地証明の申請について。

農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和7年9月24日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

番号1、申請人氏名、Ｉ２、住所、大阪府茨木市上野町。

所在地、能美町●●字〇〇＿番　外10筆、合計面積は4,793㎡。

申請理由は「令和4年に相続により当該農地を取得したが、その当時には既に山林化していた。法務局に地目変更登記を行うため申請する。」

以上、御審議をお願いします。

議　　長　この案件につきましては、関係農業委員である室元委員の意見を伺いたいと思います。

室元委員　現地に行ったら、中に入れない状況であったため、非農地も致し方ないと思います。

議　　長　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　無しの声あり。

議　　長　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　全員挙手。

議　　長　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　番号2、申請人氏名、Ｊ２、住所、兵庫県明石市小久保。
所在地、沖美町●●字○○＿番＿、合計面積は648㎡。
申請理由は「申請地は、平成15年頃から耕作が出来なくなり、現在も山林の状態であるため非農地証明を申請する。」
以上、御審議をお願いします。

議　　長　この案件につきましては、関係委員である川尻委員の意見を伺いたいと思います。

川尻委員　事務局の説明のとおり間違いありません。

議　　長　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　無しの声あり。

議　　長　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　全員挙手。

議　　長　全会一致で許可といたします。
以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程5の協議事項について、事務局は何かありますか。

永村書記　・農地相談会開催について（10/15・江田島保健センター・1/21　沖美市

民センター)